

令和6年度用『大学認証評価 評価校マニュアル』の修正について

令和6年度用『大学認証評価 評価校マニュアル』について、「大学設置基準の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（5文科教第438号、令和5年6月15日）により、教員養成に関する学部に係る基幹教員における実務家教員の割合が規定されたことに伴い、様式11-2-1の欄外脚注を下記のとおり修正いたします。

『大学認証評価 評価校マニュアル』77ページ 欄外脚注

新	旧
<p>【注】 1～14 略</p> <p>15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科及び教員養成に関する学部等については、「基幹教員」欄に記入した基幹教員のうちの実務家基幹教員の数を「備考欄」に記入してください。</p> <p>実務家基幹教員中にみなし基幹教員がいる場合は、さらにその内数を実務家基幹教員の数に（ ）で添えて記入してください。</p> <p>なお、ここにいう「実務家基幹教員」及び「みなし基幹教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）及び「<u>大学設置基準別表第一イ（1）備考第十一号の規定に基づき、教員養成に関する学部に係る基幹教員について定める件</u>」（令和5年文部科学省告示第49号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。</p> <p>16～22 略</p>	<p>【注】 1～14 略</p> <p>15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「基幹教員」欄に記入した基幹教員のうちの実務家基幹教員の数を「備考欄」に記入してください。</p> <p>実務家基幹教員中にみなし基幹教員がいる場合は、さらにその内数を実務家基幹教員の数に（ ）で添えて記入してください。</p> <p>なお、ここにいう「実務家基幹教員」及び「みなし基幹教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一イ備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。</p> <p>16～22 略</p>

以上